

お 知 ら せ

福 岡 県

「建設業法施行令の一部を改正する政令」について

今般、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）により、特定建設業の許可が必要となる下請契約の請負代金の額の下限の引き上げ等が行われます。

つきましては、本県発注工事におきましても、改正後の基準が下記のとおり適用されることとなりますので通知します。

記

1. 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について

4,500万円から5,000万円（建築一式工事は7,000万円から8,000万円）に引き上げる。

2. 工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について

4,000万円から4,500万円（建築一式工事は8,000万円から9,000万円）に引き上げる。

3. 本改正施行日

令和7年2月1日